中小企業金融円滑化法終了にあたっての

国に対する要望・提言

2013.1.25

中小企業家同友会全国協議会
会長　　鋤柄　修

１．金融担当大臣談話（2012 年 11 月 1 日付け）の遵守を

政権は交代しましたが、2012 年 11 月 1 日に公表された金融担当大臣談話（※）に示された金融庁の方針を、引き続き遵守して金融機関の指導等にあたって下さい。

また金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況（申込、実行、謝絶、審査中、取り下げなどの件数）について、公表および行政への報告を義務づけて下さい。

※金融円滑化法終了後も、金融機関が貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めるべきであることは何ら変わるものでないこと、貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件（注）は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わらないということなどを示したもの。

（注）「経営改善計画が１年以内に策定できる見込みがある場合」や「５年以内（最長 10 年以内）に経営再建が達成される経営改善計画がある場合」は、不良債権に該当しない。

２．企業再生のための特別保証制度の創設

貸付条件の変更を行っている企業で、一定の支援があれば存続が可能な企業（営業利益を高める努力を続けている企業など）に対して、通常の保証限度額とは別枠で、長期の保証期間（10 年程度）の特別保証制度を創設して下さい。

３．廃業清算制度の創設

事業の継続あるいは再生が難しいと判断されたとき、過重な負債を重ねる前にスムーズな退出を可能にする廃業清算制度を創設して下さい。その際、総資産をもってして負債を返済するのではなく、債務の一定割合を免除するとともに、第三者保証人がいる場合は、それを免責するものとすること。

また、スムーズな撤退のための相談窓口を設置して下さい。

４．連鎖倒産防止共済の拡充・強化

円滑化法の終了に伴い、円滑化法を利用していない企業にとっても連鎖倒産が起こるケースが増えることが懸念されます。

中小企業の連鎖倒産を防止する制度として倒産防止共済制度がありますが、加入企業は約 31 万件（2012 年 3 月末現在）とまだ少数です。金融円滑化法利用企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、連鎖倒産防止共済の拡充をはかって下さい。例えば、特別期間を設け、その期間中に加入した企業は、掛金を一括で払うことができるようにする。あるいは、取引先の倒産発生後の特別加入を認めるなど。

また、倒産防止共済制度では、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済貸付金と他の貸付が強制的に相殺されています。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の保全につとめて下さい。

５．被災 3 県の金融円滑化法の再々延長

東日本大震災の被災 3 県（岩手・宮城・福島）では、依然として厳しい経営環境が続いています。被災 3 県のみ、中小企業金融円滑化法を 3 年程度再々延長して下さい。

６．「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）の法制化

円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。

以上